

千葉県情報公開条例の改正（案）に対する意見と県の考え方

千葉県総務部審査情報課

1 パブリックコメント実施期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月20日（金）まで

2 意見提出者数（提出意見数） 2名（8件）

3 意見の概要と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	現在、行政文書から除かれている「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」を行政文書に含めることについては、千葉県情報公開条例第2条第2項第3号を削除することであると考えられるが、開示請求することができる範囲が拡大することになることから、大いに賛成する。	
2	先進他県にならい、公社等外郭団体の保有する文書や電磁的記録等も行政文書として位置付けるべきであって、公社等外郭団体の情報公開は、千葉県情報公開条例において公社等外郭団体を実施機関として規定した上でその処分及び不作為についての	御意見として業務の参考とさせていただきます。

	審査請求を千葉県情報公開審査会に諮問することを規定すべきである。	
3	千葉県情報公開条例第2条第2項本文の「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」から「組織的に」を削除して、専ら職員が自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの、職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用するもの、起案前の職員個人の検討段階にある文書等も行政文書に含めるべきである。	御意見として業務の参考とさせていただきます。
4	上記1から3までは、千葉県議会情報公開条例においても同様とすべきである。	千葉県議会につきましては、「ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針」において、パブリックコメントの対象から除外されております。
5	開示請求を受け付ける県の職員が、開示請求者又は開示請求をしようとしている者に対し、開示請求の取下げを迫ることを禁止する規定及び違反した場合の罰則規定の新設。	条例に基づき運用してまいります。
6	郵便小為替ではなく、振込で開示請求の手数料の支払をできる規定の新設。	御意見として業務の参考とさせていただきます。
7	総務部審査情報課の職員を監視する職務を行う覆面調査員を設置する規定の新設。	御意見として業務の参考とさせていただきます。

8	開示請求の受付業務を記録するため、開示請求の窓口に監視カメラ（音声の記録もできるもの）を設置する規定の新設。	御意見として業務の参考とさせていただきます。
---	--	------------------------